

第13章 準備書に対する知事の意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解

令和7年3月11日付環第1324号で通知のあった準備書に対する千葉県知事意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解は、以下のとおりである。

(前 文)

本事業は、東金市、山武市、大網白里市及び九十九里町の3市1町で構成される東金市外三市町清掃組合が設置している環境クリーンセンター（以下「現施設」という。）の老朽化に伴い、別の場所に1日当たりの処理能力が125トンのストーカ方式の廃棄物焼却施設及び粗大ごみ、不燃ごみ等を処理するリサイクル施設（以下「本施設」という。）を新たに設置するものである。本施設の構成市町は、現施設の構成市町から山武市を除いた2市1町として計画している。

都市計画対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）は、山武市境に近い東金市北東部の平地に位置し、樹林地、田、畑等からなっている。事業区域の周辺には、複数の住宅地が存在するほか、教育施設、病院、福祉施設等も存在していることから、本事業の実施に当たっては、生活環境への十分な配慮が必要である。また、事業区域から北東約1キロメートルには国指定天然記念物である「成東・東金食虫植物群落」が存在している。

これらの事業特性及び地域特性を踏まえ、本事業による環境影響のより一層の回避又は低減を図るため、下記の事項について所要の措置を講ずる必要があると判断する。

13.1. 全般事項

事業の実施に当たっては、環境保全措置を確実に実施することはもとより、利用可能な最良の技術を導入することにより、環境影響をより一層回避又は低減すること。

【都市計画決定権者の見解】

事業の実施に当たっては、廃棄物の排出抑制策を引き続き検討する等、環境保全措置を確実に実施することはもとより、施設の供用に伴う環境負荷を低減できる確実な技術を導入することにより、環境影響をより一層回避又は低減するよう配慮します。

13.2. 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

13.2.1. 植物

重要な種であるタコノアシ、ウスゲチヨウジタデ及びナガシタバヨウジョウゴケについて、工事の実施により事業区域内に生育する相当数の株等が影響を受ける可能性があるとして予測していることから、適切な環境保全措置の実施を検討すること。

【都市計画決定権者の見解】

対象事業実施区域内に生育する重要な種であるタコノアシ、ウスゲチヨウジタデは種子採取・播種もしくは表土保存とその撒き出しにより、ナガシタバヨウジョウゴケは生育している樹皮の移植により、生育環境を確保することとし、その効果を検証するため事後調査を実施することを本評価書に記載しました（P7.2.10-27,28,31,32,41～43、P9-3,4 参照）。

13.2.2. 動物

重要な種であるカヤネズミについて、事業区域内で生息が確認されていることから、同種の移動能力が低いことを踏まえ、適切な環境保全措置の実施を検討すること。

【都市計画決定権者の見解】

重要な種であるカヤネズミについては、非繁殖期に事業用地外のヨシ群落への誘導（追い払い）を行い、生息環境を維持することとし、その効果を検証するため事後調査を実施することを本評価書に記載しました（P7.2.11-28,58,63,64、P9-3,5 参照）。

13.2.3. 廃棄物

工事の実施時に発生する廃棄物について、事業区域内には樹林地が存在していることから、樹林の伐採による廃棄物の発生を含めて予測及び評価すること。

【都市計画決定権者の見解】

工事の実施時に発生する廃棄物について、事業区域内には樹林地が存在していることから、樹林の伐採による廃棄物の発生を含めて予測及び評価することとし、本評価書に記載しました（P7-2.16-1～3、5 参照）。

13.2.4. 温室効果ガス等

温室効果ガスの排出量の予測について、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」（令和6年4月環境省）等の最新資料に基づき、改めて予測及び評価すること。

【都市計画決定権者の見解】

温室効果ガスの排出量の予測について、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」（令和6年4月環境省）等の最新資料に基づき、改めて予測及び評価することとし、その結果を本評価書に記載しました（P7.2.18-1～19 参照）。

13.3. その他

1 事業の実施に当たっては、関係自治体や周辺住民に対し、積極的に情報提供を行うとともに、丁寧な説明を行うこと。

【都市計画決定権者の見解】

今後とも、評価書及び事後調査結果をホームページで公表するほか、周辺住民に対しては供用時の環境影響について説明を行うとともに、情報提供を継続してまいります。

2 評価書及び事後調査結果をインターネットの利用その他の方法で公表する際には、印刷や縦覧期間後の閲覧を可能にするなどにより、住民等の利便性の向上に努めること。

【都市計画決定権者の見解】

評価書及び事後調査結果をホームページで公表し、印刷や縦覧期間後の閲覧を可能にするなどにより、住民等の利便性の向上に努めます。

13.3.1. <別記> 留意事項

事業区域及びその周辺において、地中の天然ガスが地表面に湧出する現象が確認されていることから、工事の実施及び施設の稼働に当たっては、天然ガスの湧出箇所の偏在や湧出量の時間変動があることを踏まえ、ガス検知装置や強制排気装置等の導入を検討し、事故の防止に万全を期すこと。

【都市計画決定権者の見解】

事業区域及びその周辺において、地中の天然ガスが地表面に湧出する現象が確認されていること、また、天然ガスの湧出箇所の偏在や湧出量の時間変動がある

ことを踏まえ、施設の実施設設計段階において、ガス検知装置や強制排気装置等を含む適切な対策を検討し、事故の防止に万全を期すように努めます。